

津波警報が出たときの避難区域を変えました

気象庁が発表する津波警報などの種類によって、避難すべき地域がどこなのか設定しました。

『大津波警報』が発表されたとき	『津波警報』が発表されたとき
レベル2 津波 要避難地区に住んでいる人は避難しましょう。 (今まで通り)	レベル1 津波 要避難地区に住んでいる人は避難しましょう。

詳しくは、市のホームページを確認してください。

ホームページ <https://www.city.shizuoka.lg.jp/s4268/s013068.html>

★問合せ 危機管理課 ☎054-221-1236

